

豊島区政公報

昭和27年5月10日
 第30號
 發行所 池袋1-642番地
 豊島区役所
 編集者 須藤喜三郎
 自治局長 須藤喜三郎
 電話大塚(86)1101-5
 印刷所 文林堂印刷株式会社

区議会

四月中に開かれた
 各種委員会
 財務建設連合委員会
 財務委員会
 教育委員会
 運営委員会
 其の他自治権擁護の
 六回
 一回一回一回一回

新生日本の門出にあたって

豊島区長 須藤喜三郎

待望の講和条約が遂に発効いたしましたことは洵に慶賀の至りに堪えず、皆さまと俱に深くお慶び申し上げます。

「堪へ難キヲ堪へ忍ヒ難キヲ忍ヒテ」との御聖断を拝してからここに七年有余、憶えば洵に苦難な独立への道でありました。

四月二十六日連合軍最高司令官リ大將は講和発効にあたり、日本国民に対して声明を発表し、「日米両国政府の合意による安全保障条約の締結はこの共通目的のために共同の努力



を払った結果、東洋人と西洋人との接触にいままで類例のない相互間の理解と尊敬と信頼が生れて来た」と語り、日本が世界の一員として各国に仲間入りする資格のあることに對し祝福と讃辞をおくられたことは各位の記憶にも新しい処であります。かくして二十八日日本は長い占領下を脱して独立日本として新生の日を迎えたのであります。

然しながら独立後の日本の将来は洵に多事多難であり特に長い占領下、無責任、卑屈無力に慣らされて来た國民が複雑な国際場裡に對処し對外的にも對内的にも山積している幾多の諸問題を解決していくためには、洵に容易ならぬ國民の奮起と偉大なる努力とを要するところであります。

新生日本の進むべき道は國民が等しく民主主義を目指して自由と平和を擁護し、共存共栄の為に規律ある社会を維持して行くことにあると思ひます。この目的達成のためには超國家主義と共産主義の左右極端な危険な思想から脱し、安寧と秩序ある中道を進む独立國家として世界の平和と文化に寄与するものでなければならぬのであります。今日独立を贏ち得た喜びと共に新生日本再建に課せられた幾多の使命を思うとき、再建の道は遠く続いているのでありますから、この新しき門出にあたり皆さまと共に責務の重大と任務の困難とをより一層肝に銘じ、明日への決意と努力とを望んでやまぬ次第であります。

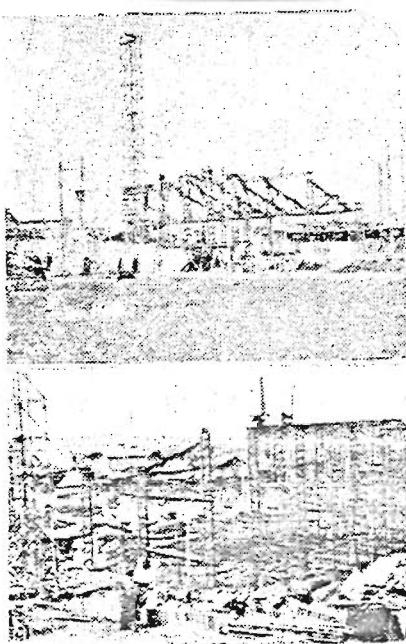
【写真は須藤区長近影】

豊島区公会堂の工事着々進捗

二月二七日の起工式終了後直ちに工事に着手した三月四月共雪雨が多く、当初の工程計画通り進捗してないので、夜間作業又は部分的には徹夜作業等を以つて工期短縮を計ると共に、四月より区議会に於ても全議員総出勤による毎月二回以上、毎日三名以上の編成で現場監督にあたられ、区監督員、施工者に適切な指導と鞭撻を与えられつつあります。尙現在までの工事経過は次の通りであります。(写真参照)

- 三月一〇日 玄關側根伐完了
- 三月二〇日 同部分捨コンクリート打完了
- 三月三十一日 同部分基礎鉄筋コンクリート打完了
- 四月一〇日 舞台側捨コンクリート打完了
- 四月二〇日 同部分基礎鉄筋コンクリート打完了
- 四月三〇日 玄關側鉄骨柱の建方完了
- 舞台側地下室及び舞台床鉄筋コンクリート打完了
- 玄關側二階客席部ギヤラリの鉄骨取付完了

(工事現場)



講和発効記念 憲法施行記念 式典挙行

講和発効記念並に憲法施行六周年記念式典を快晴に恵まれた五月三日午前九時三十分より区役所区議会に於いて挙行した。

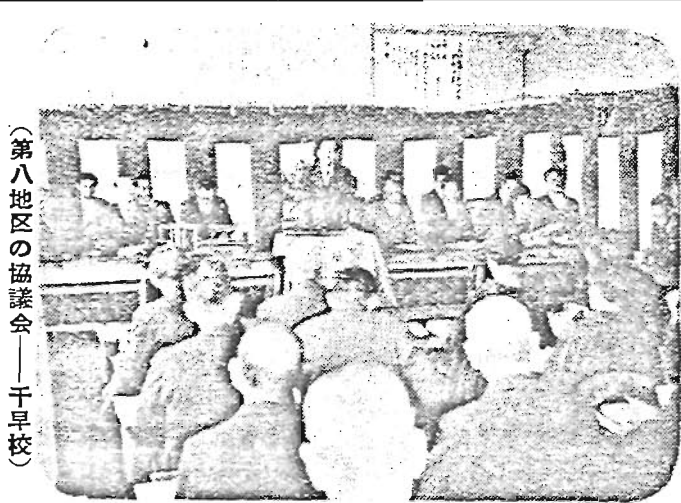
当日は区側より区長、助役、収入役を始め各課長、区議会議員、同待遇者等多数の出席を得、須藤区長、森川議長の式辞のあつたのち、古賀副議長の発声により万歳を三唱、同十時三十分感銘深き式典を滞りなく終了した。

望る要の民に

公益事業各機関の地区進出

区民の日常生活に最も関係の深い電気、ガス、水道、清掃、土木等所謂公益事業に対する区民の意見、要望を聴き関係各員出席の上懇切に回答を行い、以て公益事業の効率的運営を図ると共に区に設置しある世話係と、公益業務連絡委員会の趣旨の徹底を図る為四月十四日より四月十九日まで各地区毎に小、中学校を会場として開催した。当日は各機関から夫々数名

区政地区協力員協議会開催す



(第八地区の協議会——千早校)

野生鳥類を愛護致しましょう 狩獵法の解説

メジロ、ヒバリ、ウグイス等の保護鳥は植林や農作物を喰い荒らす害虫を駆除するほか、愛畜用としても広く飼養せられ、我々の生活に大きな利益と潤いをもたらして居るが、最近これらの鳥類が目立つてその数を減じつつあり、誠に憂慮される状態にある。乃で度東京都では鳥類愛護思想の喚起、普及を図るため五月十日より一週間をバードウィーク(愛鳥週間)としていろいろの行事を実施することになったので、この機会に

狩獵法の規定より主要な事項を抜萃し、鳥類の保護繁殖について一般の御理解と御協力を得たい。一、保護鳥について 保護鳥とは狩獵鳥類を除くすべての野生鳥類を云うが、このうちメジロ、ウグイス、ヒバリ、マヒワ、ウソ、ホホジロ、ヤマガラ等の七種類を飼養する場合は都知事、その他の場合は農林大臣の許可を要することになって居る。この申請手続については区役所商工課又は最寄の小鳥販売店に

問合せの上洩れなく許可証を受けよう御願ひ致したい。又既に許可を受けて飼養して居る向も、許可証の有効期間が過ぎたら直ちに届出の上更新しなければならぬ。二、狩獵鳥類について 狩獵法に於て指定せられて居る狩獵鳥類はゴイサギ、キジ、コウライキジ、ヤマドリ、ウズラ、コジュケイ、カモ類、マガン、バン、タシギ、ジギ、ヤマシギ、キジバト、ワタリガラス、ミヤマガラス、スズメ、その他(以上鳥類)クマ、ヒゲマ、イノシシ、オナジカ、キツネ、タヌキ、アナグマ、テン、リス、シマリス、タイワンリス、オスイタ

画期的計画のもと

毎年春秋二回我々は掃除を実施して来たのであるが、従来は稍々もする形式に随した嫌があり、多くの家庭が安易な気持ちで当つたものようであり、所期の目的は達し得べくもない状態であった。勿論之れは、行政当局の指図によつて実施されるものでなく、区民の理解と自覚で行はれるのが理想であるとは云え、関係官庁の計画が区民の実施しやすい様に仕向ける事も緊要でなければならぬ。

春期大掃除の徹底の実施

即ち区役所、保健所、清掃事業部が一体となり緊密な連絡をとつて実施の大綱を地区委員長連合協議会並出張所長事務

五、狩獵場所について 狩獵禁止区域に指定されて居る場所には狩獵することが出来ないのは勿論であるが、この他に左に掲げるような場所に於ける狩獵は禁止されて居る。公道、社寺境内、墓地、市街地、その他人家密集せる場所。

衛生相談員の全面的献身活動

既に本区では、須藤区長の発意により区民の自発的協力を得て『蚊も蠅も蚤も一匹もいない住み良い衛生豊島』の大理想を具現する為、衛生相談員を設置したが、その第一回の運動展開として四月三十日から五月十日まで実施の春期大掃除に之等衛生相談員が中心となる画期的計画を実施に移

要する薬剤(DDT粉末、同油剤、同乳剤等)、器具(噴霧器、草刈鎌、バケツ、樽、リヤカー等)は爾後の使用も考慮の上、区に於て大量購入の上各出張所に配置し、之が配分、使用並に「施行済証」の適正な貼付等には衛生相談員が献身的に活動を展開し、其の他、都のユニスカの出勤、周知ビラの新聞折込配布等、全機能を挙げてこの春期大掃除をより効果的に実施したので、この成果は今夏にはつきりと現はれてくるであろう。

以上述べた事は狩獵法の概要であるが、同法の目的とするところはあくまで野生鳥類の保護繁殖にある事を充分御理解の上、年々減少しつつある鳥類の品種の維持と育成に御協力を御願ひ致したい。

豊島区

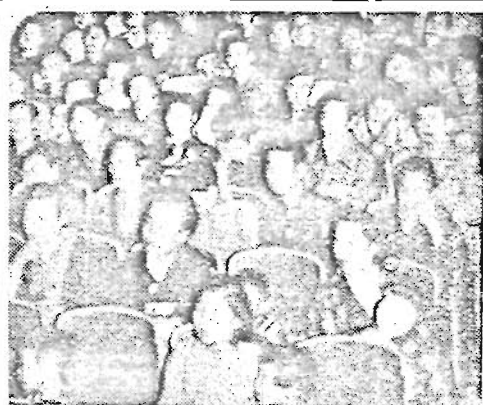
在外同胞帰還促進会発足す

講和条約の発効を見、吾國が完全なる独立国として再出発をするときにあたり、今なお遠く異郷の地において黙々と帰國の日の来るのを待つてゐる多くの同胞のあるを想うとき、この重大な問題の解決なくしては眞の講和も独立もありません。

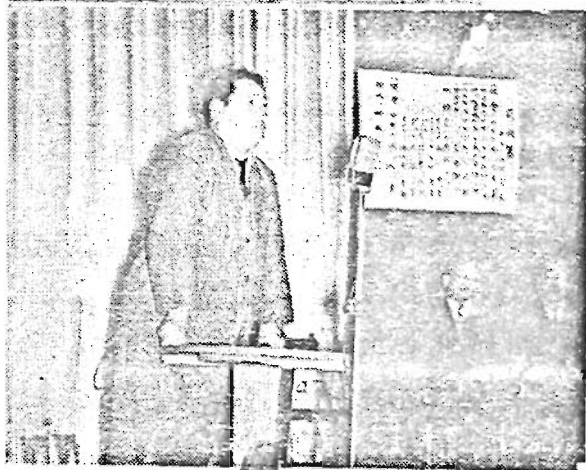
今回区内居住留守家族の総意に基づき同胞の引揚を強力に促進すべく豊島区在外同胞引揚促進会を結成し、去る四月二十八日午前九時より池袋山手映画劇場において発会式を挙行了した。

この日留守家族多数の参集を得て定刻開会、発起人により開会の辞、ついで経過報告があり、続いて須藤区長より激励の挨拶あり、次に鯨岡引揚促進連盟理事長、区議会より厚生委員長代理加藤太一区議、山手映画劇場主佐々木干里氏の挨拶が夫々あつて感謝の裡に会を終了した。

引続いて午前十時三十分より映画の観賞にうつり午後零時三十分散会した。



(写真) 上下挨拶を行う須藤区長(説明) 会場留守家族達



来る7月1日
一齊登録
の行われる

住民登録法とは

●住民登録法はな
せてきたか
七月一日午前零時
を期して全国一齊に
行われる住民登録は
昭和廿三年秋以来
各市区町村や全国連
合戸籍事務協議会そ
の他各方面から制定
を要望され昨年六月
八日法律第二一八号
で、公布されました。

この登録制度は市
区町村においてその

住民を登録することに依りて住民の日常生活の利便を図り常に人口の状況を明らかにして各種行政事務の適正で簡易な処理に資するため重大な使命をもつて制定せられたものであります。

現行の寄留制度は、大正三年に制定された寄留法を根拠として戸籍と相対して実施されてきたのでありますが、本籍外に住所を有する者のみを登録する制度で住民全部の利益が少く行政上の利用価値に

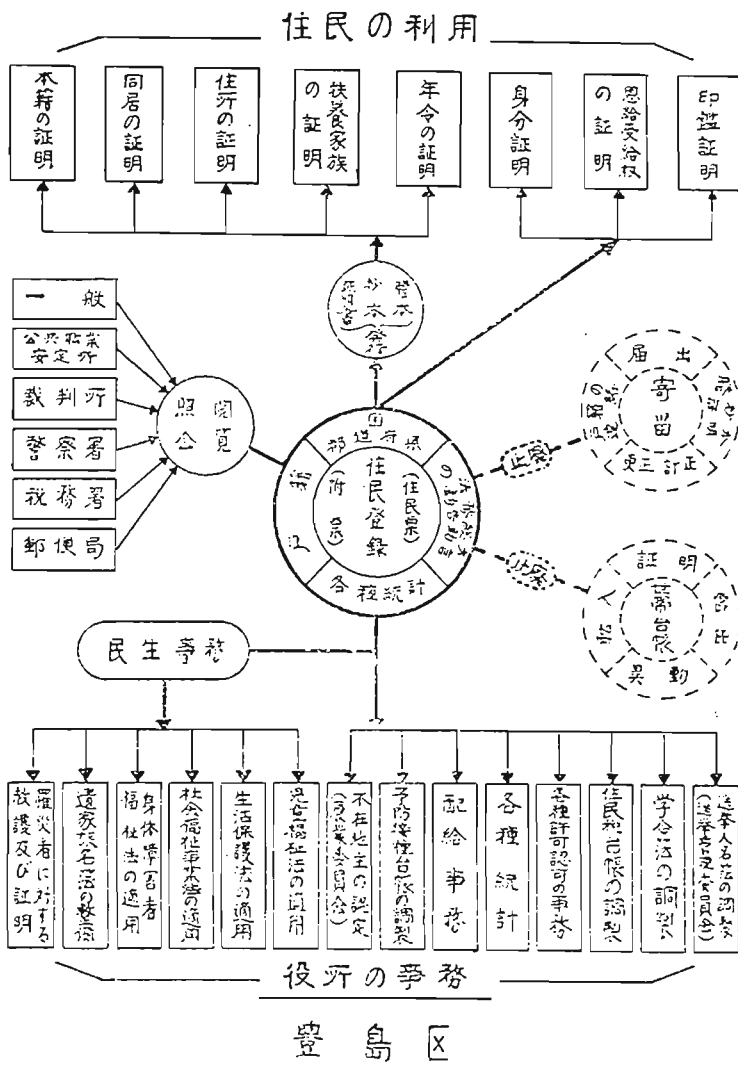
も乏しいので早急に改革されなければならぬ運命になつていた。又世帯台帳制度も法律上の根拠がなく戸籍との連絡もなく単に本人の申告を基礎としていたため、これを市区町村の公簿として行政施策の資とするには甚だ不安定なものであり、配給制度の廃止に伴つて運命を共にすることとなるので、これに代るべき制度が必要となつたのであります。

以上の理由から、これらの不便不利を取り除き、両制度

を廃止統合して正確な住民台帳を作製し、これ等の目的を達しようとするのが、この制度のできたわけです。

●どんな人が登録されるか
この住民登録の対象となるのは、その市区町村の区域内に生活を営む住民の全部が世帯毎に登録されるので、単に住所を有するに過ぎない者は対象とならない。また皇族及び外国人登録令によつて、登録されている者、占領軍関係者、外国政府の公務を帯びて駐在する者並にこれらの家族

住民登録の利用図表



等は除外されます。

●こんな利益があります

住民登録をすることによつて得る利益は大きく、一般国民のためには、住民票の謄抄本、記載事項証明書が貰えますので、学校、就職、扶養家族の証明、年齢証明、居住証明、同居証明、本籍の証明等居住に關連して、証明がなされ印鑑証明、恩給受給権の証明、身分証明、各種許可認可等が住民登録簿によつて簡単にできる様になります。

又常に人口の状況が明らかになるので、従来選挙人名簿の調製、就学児童の調査、配給事務、公衆衛生事務、住民税等の賦課徴収、生活保護の事務、各種統計等その他住民と対象とする事務がそれぞれの方法で区々になされてきたが、この住民登録によつて一本化されるのでこれ等に要する手数と費用が省けることとなります。

●一齊登録とその後の届は

最初の登録は七月一日午前〇時現在でその市区町村の区域内に住んでいる者の全部が登録されます。これは全国一齊に行われ、届出は五日以内となつています。

この登録の正確な実施と届出の励行を図り、住民票の記載の正確を期するために、区長は調査員を委嘱して各世帯について調査をします。

この一齊登録後に異動があつた場合は一 転 入 届 他

の市区町村から転入した場合で十四日以内にする届です。

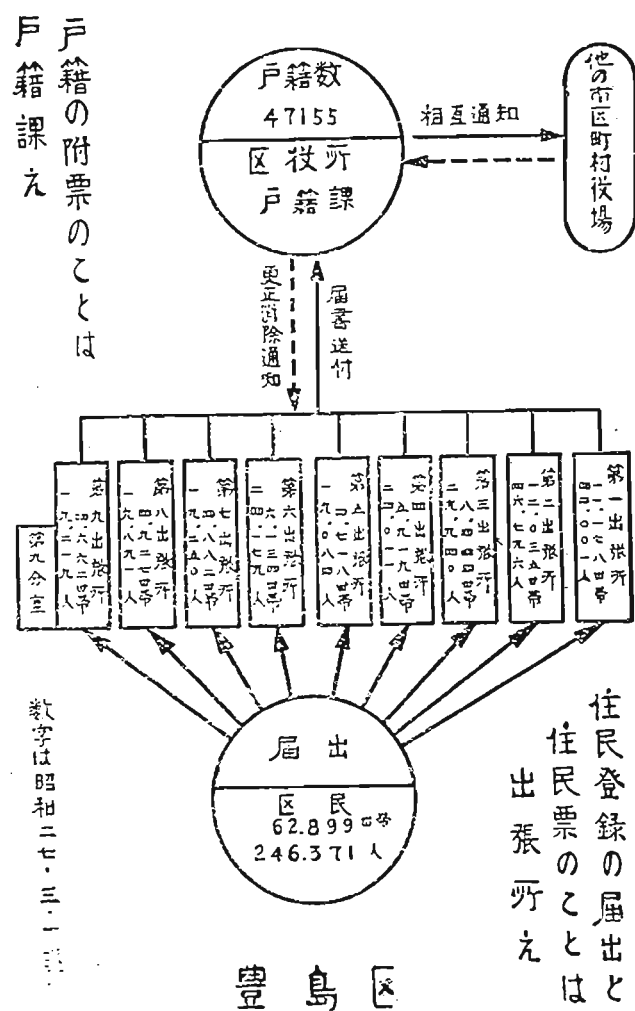
子が生れた場合は戸籍の出生届によつて役所で記載しますから、この届はいりません。届書には(イ)氏名(ロ)出生の年月日(ハ)男女の別(ニ)世帯主及びその続柄(ホ)戸籍の表示(本籍と筆頭者の氏名)(ヘ)住所(ト)転入年月日(チ)転入前の住所等を記載します。2 転 入 届 同一市区町村の区域内で住所を変更した場合で十四日以内にする届です。届書には新住所の外、前住所と新住所の二つとも住所を定めた年月日を記載します。3 変 更 届 住民票に記載された事項に変更を生じた場合で十四日以内にする届です。例えば世帯主が変つたような場合で届書には変更した事項及び変更の年月日を記載します。但し戸籍の届出によつて変更する事柄(出生、死亡、その他)は届出地又は本籍地よりの通知によつて、役所で記載、消滅、更正をしますから届出をする必要はありません。4 国外移住届これは外国に移住する場合にする届で、前もつて届出をしなければなりません。届書には、移住先を書きます。

届出は以上の四種類で、これらの届出人は世帯主、世帯主ができないときは管理者、本人とゆう順序で、すべて現住地の役所に届出をします。届出の年月日や届出人又はその代理人が署名押印することなど一般の届書と同様です。●届出をしなければなり陳述を拒否したときは届出の励行と事実の正確を

期するために届出期間の定めがあるものについて正当の理由なくして期間内に届出をしない場合は五百円以下の過料の制裁があり、又この登録に事実と違ふことを届出たり、調査員の正当な質問に対して陳述を拒否したりした様な場合は五万円以下の罰金刑等の処罰があります。調査員又は当該吏員が役所の事務所外で調査する場合に身分を示す証票を関係人に提示しなければなりません。調査員や当該吏員に職権の濫用があつた場合は、それぞれ刑法上の罰則が適用されることも当然です。

住民登録法の概要は以上のとおりであります。この登録は市区町村の住民として権利を行い義務を果すための基礎となるものですから、登録にもれる様なことがあると、将来の日常生活の上において個人の権利義務に關しては勿論、ひいては一般社会の秩序にも影響を及ぼすことになり、また一人ももれなく登録されなければなりません。

住民登録事務 図解表



住民登録の届出と住民票のことは出張所え

豊島区

兇悪犯罪の予防

警 視 庁

最近の犯罪傾向は現金を狙つての悪質化が目立つてゐる。強盗事件を例にとつてみても、強盗殺人、強盗傷害というような加重犯が多く、その率は、去年の二十一％に比し、本年一月は既に四十三％の高率を示している。次の防犯心得を守つて、被害にからぬよう留意すること。

屋内強盗の予防

- △震る前には戸締りを慎重にして、屋内は電灯を消すか、カーテンを張るかして、外部から見透かされないようにする。
- △防犯ベル、その他の警報器を設備して万一の場合、隣近所と連絡の出来るように工夫する。
- △薪割、鋸刃応丁等は、兇器に利用され易いから、就寝の際は人目につかない適当な場所に保管しておく。
- △万一の場合に備えて、貯金通帳、時計等の貴重品は、記号、番号、特徴を記載しておき、又衣類等も大切に保管しておくとか、襟の中に目印をつけておく。
- △犯人が侵入した場合は、大声を出したり無謀な抵抗をさけて、人相特徴等をよく覚えておき一〇番(局番なし)や、その他適当な方法で一割も早く届出る。

屋外強盗の予防について

- △夜間、淋しい場所の一人歩きは避けて、廻り道でも明るい道を選ぶ。
- △外出の際は、必要以上の現金や貴重品を所持しない。
- △車につけられていたり気がついた場合は、或いは通行人等に連絡して警察を呼ぶ。
- △万一襲われた場合は、状況をよく判断して、大声を出すとか、近い人家に駆け込む等の方法で救いを求めるとする。